

《特別寄稿》

# 世論調査と憲法理論

— W・ヘンニスによる現代政治学批判

三宅 雄彦

## 要旨

今や、現代政治の駆動力として不可欠の世論調査だが、この、実定憲法に根拠のない仕組みは、従来必ずしも憲法学の対象でなかった。だが、スメント門下で、その視座を継ぐヴィルヘルム・ヘンニスは、1957年、そのデビュー作『世論調査と代表民主政』で、彼独自の憲法理論又は政治学の見地から、この世論調査を厳しく批判した。一つに、現下の世論調査は確固とした世論概念なしでこれを収集し、しかも、世論又は世論調査を取り巻く国家形態全体に無頓着である。しかし、19世紀ドイツ国家学の伝統に立戻れば、責任ある特定の人間による、理念再現的内実を持った意見こそが世論の本質である。二つに、この前立憲主義的な視角から現在の世論調査を投影すれば、ここでは、堅い匿名下で語られ、国民を愚弄し政治家を墮落させる、世論でないもの、即ち、旧国家学が拒絶した普通意見が前提にある。しかも、それどころか、憲法上根拠のない直接民主政の理念を国家体制に持込み、国民への敬意や政治家の責任を破壊する傾向を持つ。そこで、現状を憲法現実と見なし安易に正当化する各種学説を退け、背後の技術的世界観を壊し、人文的世界観を奪還せねばならぬ、と。

## 一 序言

1 本稿の検討対象は、世論調査と憲法理論、即ち、一つに、世論調査が憲法理論でどう扱われているか、二つに、世論調査が憲法理論の在り方そのものにどう影響しているか、にある。その際、憲法理論の概念が、憲法条項に関わる単なる憲法解釈学でなく、憲法解釈を指導する憲法そのもの、誤解を恐れず言えば、憲法条項を超えて在る国家構造としての憲法自体を考究する学問領域であるとするなら<sup>1</sup>、世論調査が現行憲法でどう規定、評価されるかではなく、この世論調査が国家構造の中でどう位置づけられるか、も問うことになる。

但し、本稿の目的は、ドイツの政治学者ヴェル

ヘルム・ヘンニスが1957年に公表した冊子「世論調査と代表民主制」を検討することに留まる<sup>2</sup>。一つに、筆者が専攻する憲法学では、元々世論調査に関する研究が少なく<sup>3</sup>、彼の小論は未だにこの論点での重要文献であるし、二つに、ヘンニスが、筆者が助手時代から埼玉大就職後、更に現在に至る迄検討しているドイツの憲法学者ルドルフ・スメント、その高弟だからである<sup>4</sup>。しかし、それは単なる苦し紛れではなく、結語で述べる如く、松本正生先生のご退職を記念するに相応しい題材であると思われるのだ。

2 なお、ドイツ諸学説を検討する本稿が取り扱う世論の概念であるが、この単語に対応するドイツ語のそれを直訳すれば、公的意見 (öffentliche Meinung) となる。加えて、本稿の検討対象たる

世論調査の概念についても、対応する独語直訳は意見調査 (Meinungsforschung) であり、公的意見 = 公論の公的側面を実は欠く。更には、この公的意見や意見調査という、邦語の世論概念に登場しない意見 (Meinung) の語には、整序され再考された論理の論の側面と言うより、動詞「意う (meinen)」に由来する如く、精度や根拠のない臆見や憶測という意見の意の側面が、既に否定的な色彩として含まれているのである。

そうすると、既に日本語の世論と、ドイツの公的意見の両概念には、前者は議論、後者は意見と最初から少々異なる意味が備わるのだが、かといって、日本の状況では世論の概念を、ドイツでは公的意見の概念を区別して用いれば、本稿の試み自体が出発から躓いてしまう。

そこで、本稿では、ドイツ語原語にも拘らず、世論及び世論調査の両概念を一貫して用いることにする。読者には、世論の概念が登場した際には、上の、公的意見、意見調査、更には動詞意うを想起して、日独概念及びそれぞれの背景の相違点に注意して下さることを冀う。

## 二 現代世論調査の批判

### 1 世論概念の確定要請

1 先ず、ヘンニスが世論調査批判の手掛かりとするのは、世論概念について現代ドイツの政治家が陥る、ある種の政治的ジレンマである。

つまり、一方で、ヘンニス論文登場の1950年代当時のことだが、有権者の意見聴取が、全政党の選挙戦術の鉄則であった事実がある。例えば、連邦首相府は、アレンスバッハ世論調査研究所 (Allensbacher Institut für Demoskopie) や社会進歩協会 (Gesellschaft für sozialen Fortschritt) などの、各種の調査機関に毎月の世論調査を契約等で義務づけ、実際各党でも、調査結果が連邦議会議員選挙の党方針に利用される。世論調査は、西ドイツ諸政党の権力獲得の不可欠な手段である訳だ<sup>5</sup>。

しかし、他方で、その世論調査で獲得すべき、国民を代表する意見、世論それ自体が、掴みどこ

ろのない曖昧なものとなった事実もある。つまり、伝統的社会対立が残る第二帝政やワイマール時代と異なり、今や脱政治化と脱イデオロギーが階級／身分階層を平準化<sup>アイニェブヌング</sup>していく。生存配慮国家での政党は、市民層や労働者など世界観的障壁を無視すべきだが、逆に言えば社会階層を元にした選挙戦略も無効となる<sup>6</sup>。

要するに、政党は、選挙勝利の為に国民世論を獲得せねばならぬが、産業社会進展と共にその肝心の世論が不確実になっているのである。

2 ヘンニスは言う。このジレンマを架橋するものこそ世論調査である。有権者はどう考えるか、選挙戦の勝利に必要／邪魔な政策とは何か。個々人の政治的意見が内容空虚となる程に、社会的同一性が拡大し、イデオロギー的差異が縮小する程に、世論調査は必要とされていく<sup>7</sup>。

しかし、その為の実践的技術問題がヘンニスを動かすものではない。如何なる方法や技術を用いれば正確に世論を認識できるかとの類の、世論測定する為の世論調査の統計的信頼性や実践的信憑性ではない。如何なる調査結果が政治家を安心させ有権者を動かすかという類の、選挙勝利を確実にする為の世論調査の世論形成効果も対象ではない。

そうではなく、世論調査が持つ幾つかの政治的諸側面が検討される。世論調査には、憲法体制を動かすのにどの程度の適合性が備わるか。世論調査の存在は、時代の如何なる傾向から必要とされているのか<sup>8</sup>。予告的に言えば、世論調査を憲法体制の文脈に位置づけ論ずること、論文表題を利用すれば、世論調査を代表民主政の中に据え置くこと。率直に語るなら、世論調査を政治学と憲法理論の観点から検討することこそ、彼が『世論調査と代表民主政』で目指すものなのである。

3 ところで、その肝心の世論概念が一体どう定義されるのかと言えば、世論による統治とか、不可視の人倫法廷／公的良心である世論とか、嘗て語られたものの、驚くべきは世論調査にこの問いが重要でない。だが、世論調査が世論と呼ぶその成果は、本当に世論なのだろうか<sup>9</sup>。

ヘンニス曰く、現代アメリカの世論研究は、世論

を、鳥瞰して観た力の場、緊張の場、流れの場クラフツフェルト シュバツングスフェルト シュトレームングスフェルトと比喩を挙げるばかりで定義をしない。即ちそれは、世論の本性はただ研究すべきで、定義してはならぬと、ある種不可知論と反学問史の立場が採用された証左と言う訳である。1930年頃から、技術や反理論や断片化指向の米国流行動科学で、アメリカナイズド学問の部門から科学の部門へとこの学問分野に革命的変遷が起こる<sup>10</sup>。狭く限定された問題の調査計画を技術者のチームが実行するには、世論概念の定義抜きでも、量的な経験的作業方法さえあればよい、と。

印刷機の導入で調査票の比較が容易となる中、自分以前に誰も実現したことのない新機軸を成し遂げていると揺るぎなく確信する彼ら。だが、それは同時に世論調査に断片化、即ち、世論調査を担当した母体領域からの分断化を齎す。セグメンタリズィーレング政治学と憲法理論（die Politik und Verfassungstheorie）の切り捨てである<sup>11</sup>。

4 即ち、世論概念を、その元の領域たる政治学と憲法理論に再接合し、その概念定義を獲得しなければならぬと、ヘンニスは主張する訳だ。

尤も、一つに、この概念が指す現象自体が我々の知る現象とは違う。そもそも政治支配者は、臣下の考えを知ることに関心を持ち、普通選挙後は「必要の草の成長を辛抱強く聞くこと」が成功の鍵である。例えば、嘗ての英国情報機関では、犯罪捜査や訴追資料収集でなく、集会や民間団体に参加し、情報や見解を比較し、意見の根源や源泉を探り、事実に照らし吟味する、要は公的精神を観察するのである<sup>12</sup>。

だが、二つに、この不確かな公論の定義を不確かの儘にはできない。そこで、間違いなく世論を検討した筈という国家学や法学を紐解くと、1900年世紀転換期にダイシーやブライスら法学者の作品がある<sup>13</sup>。その後も、ヘラーが世論を国家統一の条件とし、シュミットも民主政的喝采の現代的形式とし、イエリネクもこの概念に言及した。だがヘンニスは師ズメントを引いて言う。世論＝公的意見の「公」的ダスエフフェントリッフェの概念あってこそその国家学研究の成果なのに、その公的の意味が見失われれば、彼らも亜流でしかない。本歌たる伝統に遡行

すべし、と<sup>14</sup>。

## 2 政治学又は憲法理論

1 ところで、世論調査を政治学と憲法理論の観点から検討すると先に述べたが、それでは、この観点からの考察が一体何を意味するのか、政治学と憲法理論の両概念を繋げる「と」が一体何を示唆するのか、この両学問の考察の必要が国家学研究への遡行をなぜ要請するのか<sup>15</sup>。とりわけ、憲法理論の概念の安易な、その必然的成立を促す歴史的背景を軽視する言及が流行しているだけに<sup>16</sup>、注意しなければならぬ。

さてヘンニスには、政治科学の復興を提唱した「政治と実践哲学」という著名な書物もあるが、そこでこの問題に少しく言及している<sup>17</sup>。

曰く、現在、即ち1960年代初頭、政治学はまだ確立していない。政治には独自の領域、政治学には独自の対象がそもそもないのだ<sup>18</sup>。第一次大戦後、国法学者は国家学や国法学の危機を警告したものの、ヘラーの如く、混乱に問題意識と方法の革新の兆候を見た者もいた。だが第二次大戦後、国法学説は個別の実定法問題に従事するのみで、国家／憲法問題で新たに喫緊の問いに取り組む、精神的紐帯がない。実証主義は20年代の新傾向で豊穡になるも、寧ろその遺産は便利な少額紙幣に墮し、憲法理論上の努力は完全に欠如したままである<sup>19</sup>。

2 では、ヘンニスの言うその確立していない筈の政治学についてだが、M・ウェーバーに依拠して、政治とは権力を巡る闘争である、とか<sup>20</sup>、ヘラーを引いて、社会傾向を法的形式に転換する技芸である、とか<sup>21</sup>、シュタマーの如く、他人に抗して目標や利益を貫徹する技芸と技術である、として、今日一般に、政治学の対象が特定されるのである<sup>22</sup>。

だがこれでは、政治学は、人間行動の単なる形式フォルムを記述するだけの学問分野である。ボーリングクラブでも国際政治でも、無限無数の権力闘争を統計的に収集するだけならば、固有の対象は存在しない<sup>23</sup>。加えて、これでは、政治学は、時代や社会と無関係な唯の相対的な学問になる。本来、政

治＝権力闘争観が、帝国主義時代の国際関係や市民階級社会の内政状況を反映したものであったことが忘却される<sup>24</sup>。更に、そうした政治学は、政治の任務という規範的視点を悉く欠く、ウィルクリッヒ現実的な学問になる。政治的現実への距離を持たぬばかりに、現実の構造と機能を問うが、己の中心的概念には些かの疑問も持たない<sup>25</sup>。

即ちヘンニスは、政治を権力闘争と見る形式性、政治の時代拘束性を忘れる相対性、政治を規範的に反省しない現実性を批判するのだ<sup>26</sup>。

3 従って、ヘンニス自身が提案する、あるべき政治学が何かといえば、政治の形式性と相対性と現実性を打破する学問分野となる筈である。

一つに、形式性の克服は、国家を球技団体と混同する権力観でなく、共同態内にいる平均的市民の生活態様に着目することで開けてくる。即ち、政治学が検討すべきは、同時代の人間の政治的運命を決する、彼らの共同態における支配の性格、支配の態様である、とヘンニス<sup>27</sup>。二つに、相対性の超克は、この支配の注目と共に、政治＝権力説の前提である国民国家と階級社会の想定を脱することと接合している。しかも、19世紀の世界観的対立も、モントイデオロギージェーレング脱イデオロギー化、コンフォミスムス脱政治化、ツクンフツプリントハイト未来盲目、コンフォミスムス追従主義と共に平準化し、新たな政治学を要求している<sup>28</sup>。三つに、現実性の破壊も、政治の实在を常に人倫的要求の下に置き、人倫的判断を考慮する破壊の下で認識することで、獲得されてくる。彼曰く、この人倫とは、共同体固有の生活遂行の特定の態様であり、人々を拘束する形式と要求、即ち、精神、世界秩序、法規範である<sup>29</sup>。

要は、支配の性格の考究で形式性を、国家や階級からの離脱で相対性を、共同体の人倫の強調で現実性を、打破せよと述べるのである<sup>30</sup>。

4 となると、政治学と憲法理論というヘンニス学説の視点からすれば、人倫的思考による政治認識という最後の観点が重要となってこよう<sup>31</sup>。

ヘンニス曰く、国家なるものは、事実に思考される限りではなく、「憲法により思考されてよい、且つされんとする限りで (wie er von Verfassungen wegen gedacht werden darf und soll)」存在す

る。即ち、特定の国家形態の形象を持つ限り、又は、あれこれ憲法で構成される (so oder so verfaßt) 限りで存在する、端的には、憲法が許す限りで存在するというのだ<sup>32</sup>。

或いは彼曰く、国家の意思形成は、伝来の諸イデオロギー抜きでは、正当化されない唯の権力獲得、権力使用、権力破綻に変質してゆく。寧ろ、法律であれ議会であれ政党であれ、意思形成プロセスの中に位置づけて初めて、あらゆる制度は正統化され理論的に認識される<sup>33</sup>。

つまり、憲法制度 (Verfassungsinstitutionen) は、単なる法規範の転換機構ではない憲法秩序 (Verfassungsordnung) の中で、その制度が保障し共同態と共に存在する政治的任務 (politische Aufgabe)、即ち、その制度が持つ始原的な政治的意義 (politischer Sinn) により、不断に問い直される<sup>34</sup>。政治的实在を倫理的視点で認識するとは、一つ、政治制度を憲法秩序全体の中に措定する意味で憲法理論的 (verfassungstheoretisch) で、二つ、そのように革新された政治観を保持する限りで政治学的 (politikwissenschaftlich) だ、と言う訳である<sup>35</sup>。

### 3 旧国家学の世論理解

1 その本歌たる19世紀ドイツ国家学は、世論をどう理解してきたか<sup>36</sup>。

第一に、世論とは、抽象的な国民全体や社会全体が担うのではなく、具体的な特定の人格や制度 (bestimmte Personen oder Institutionen) が担うものだったと、ヘンニスは述べる。漠然とラウネン囁くでも混然と意うでもなく、己の人格から責任を以て政治生活に態度を決定する特定の主体のみが、世論を構成するのだ。故に、多者や大衆が非組織的な態様で思うことなど、単なる政治的趣味であり真剣な尊重に値せず、寧ろ、特定の人格や制度、端的には自由で責任ある国家市民が決定したことに偉大さや理性が宿るのである<sup>37</sup>。彼によれば、ツィクラーは、集団の意見は政治的に疑わしいもので、責任ある著者による自発的な見解のみが公論の名に値すると主張し、ゼッケンドルフも、抽象の中、国民の中、匿名の中に精神や自由

や人倫はなく、生きた個人、個別の助言者のみが重要であると主張した<sup>38</sup>。

中産階級の洞察と把握の政治的意味を重んずる19世紀の思考こそ、世論と特定個人を結合するこの格率の産物なのである。自分自身で経験し熟考し判断する、教養と財産の市民階級のみが、世論を形成する、即ち、世論には神の声の特徴があると、考えられた訳である<sup>39</sup>。

2 第二に、世論とは、社会関係や権力傾向を映した客観的精神でなく、最良の情報や内容を持つ再現的性格 (repräsentativer Charakter) を持ったと、ヘンニスは論ずる。即ち、世論が公的であるのは、事実上誰もが参加できることでなく、最も知性的であり道徳的である市民らが主張したことに原因がある。世論とは、財産と悟性を持つ全ての人々の道徳的判断、時代と状況毎の最純粋な知性の産物、最も高貴で賢明な人々の意見なのである<sup>40</sup>。しかも、この思考は当時の科学観にも顕現する。科学は世論を教育する特別の任務を負い、故に世論の成功は科学の成功に掛っている<sup>41</sup>。

要するに、旧来の国家学での世論とは、唯の社会実在の反映でなく、真理を反映する、最も優れた内容的性質を持つものだった訳である。

だからこそヘンニスは、一方で、旧立憲主義理論の選挙法諸原則に、即ち、良心で責任を負う国会議員が世論をこの再現へと導く任務を負うことに言及したスメントやライブホルツを肯定的に紹介したのであり、他方で、公論を国民による統治者の実存的喝采の一態様と断定したシュミットに、再現概念と結合した公論概念の由来を誤解していると否定的に言及した<sup>42</sup>。つまり、再現的性格は公論の要素なのである。

3 第三に、世論とは、政治に積極的態度を採る創造的な力ではなくて、消極的態度の制裁的・統制的な力 (sanktionierende oder kontrollierende Macht) に過ぎないと、ヘンニスは断ずる。即ち、何か政治的な重要事項を自ら立案し決定する権力というより、寧ろ、権限者が立案し決定した事項を承認／拒否する力なのである。彼が枚举する19世紀国家学者たちの、この論点への言及に従えば、悪人と正直者の区別、腐敗なき悟りの裁

判官、不正の認識に仕える否定的基準、公的権力ならぬ公的な力エプフェントリッパマハト、自ら形成せず反応するもの、劇中の諸人格の行いや苦しみを観察し判断する古代悲劇のコーラス、要するに、自ら創造せず他の創造を統制するものが世論なのである<sup>43</sup>。

詰まるところ、19世紀ドイツ国家学の世論概念を再構成するなら、一つ、独自意見を持つ特定人物に遡行可能であるとの点で具体的で、二つ、利益要求でなく真理と結びつく内容があるとの点で代表的で、三つ、政治的行為へ受身的に賛成／反対するとの点で統制的である。もし、この(固有の意味で)具体的で代表的で統制的である世論を権力が人々に強要するのであれば、憲法に基づく組織化と正統化を通じて、この公的な意見 (Meinen) を公的な意思 (Willen) へと転換しなければならない<sup>44</sup>。

4 だとすれば、旧来のドイツ国家学の立場では、特定の人格が担わず、真理を再現せず、統制作用を超えた世論ならざるもの、即ち、国民の声、一般の声、時代精神から、できるだけ距離を取らねばならない。即ち、ヘンニス曰く、世論=公的意見 (öffentliche Meinung) とは異なる、この気まぐれで原理もなく予測不能なもの、真理を欠き現実に合わず信頼できぬもの、端的に言えば普通意見 (gemeine Meinung) に、当時の国家学は警戒したのである<sup>45</sup>。

一つに、世論ではない普通意見は、これを把握し認識するとしても、無条件に尊重してはならず、吟味し判断し確証しなければならない。政府はこの時代精神を、ある人にとっての他人の意見の如くに扱うべきで、これに耳を傾けても、自分の唯一の規範としてはならない。羅針盤を参照してもよいが、風見鶏を指針にしてはならぬのである<sup>46</sup>。

二つに、同時に、この世論でない普通意見は、その要求を履行するどころか、寧ろ逆に、政治家はその実現に抵抗しなければならない。つまり、旧国家理論の立場に立つならば、統治権力は社会の一種の忠実な業務執行ではなく、真実を再現する公的任務の担い手として社会の諸要求に反対する筈であると、ヘンニスは主張するのである<sup>47</sup>。

### 三 世論と民主制の関係

#### 1 世論調査と普通意見

1 それでは、本来的な世論とは違う、世論調査が調査するという普通意見の特徴は奈辺にあるとヘンニスは論ずるのか。それは三つある。

一つに、世論調査の普通意見は、匿名の被質問者らから回収される。自己の意見を公に述べる人にもみ世論に共同参加する人倫的条件があるのに、匿名のサンプルなどに世論を代表する資格などないのに、最厳格の匿名性確保が保証された上でインタビューがなされていく<sup>48</sup>。二つに、世論調査の普通意見に、世論に値する内容が具備されない。40%のはい、35%のいいえ、残りは分からない、が世論なのか。回答は質問されただけで自発性がなく、世論なら公的行為への反応である筈なのに、私人が私的に質問し私的に回答されるだけである<sup>49</sup>。三つに、世論調査の普通意見では、公共性の本質が見誤られている。即ち、理性の実質的一般性でなく、できるだけ多量の一般性と見る。確かに成人は選択権や表現権を持つが、実際決定するのは頭でなく、頭の中身、考えることなのだ。頭数を合算しても世論にはならない<sup>50</sup>。

要するに、匿名性と非自発性と非公共性を特徴とする普通意見なるものが、世論調査により撒き散らされ、世論を駆逐するというのだ<sup>51</sup>。【表参照】

2 本来的な世論と頹落的な普通意見の区別が見失われることになれば、民主政における市民と政治家のイメージも影響を受けることになる。

第一に、世論調査は、有権者たる市民の尊厳と価値を低く見ている。つまり、世論調査者は、世論調査の価値を疑問視する者を、恐らくヘンニスをも、エリート主義、反啓蒙主義、反動主義と罵倒するが、彼らの方こそ、民主政を支える凡人への敬意を欠いているのである<sup>52</sup>。

即ち、大抵の世論調査での質問は理性的には回答できぬもので、誰にも、肩を竦め途方に暮れ、無知を恥じ、意見なしと答えることがある。そんな無礼な質問は、子どもか無神経な人しかするまい<sup>53</sup>。

元々、自由には自己決定が、決定には明確な目的が必要であるなら、目的が不明な人々に決定を要求することは、彼らへの裏切りとなる<sup>54</sup>。だが、高度に複雑な現代産業社会は、政治的連関を益々複雑にする。とすれば、政治教育もヨリ困難になる中、益々政治から疎外される平均的市民

表 ヘンニスにおける世論と普通意見の比較

	世論 19世紀ドイツ国家学	世論（普通意見） 20世紀米独政治学
特定性／匿名性	<b>特定性</b> ：自由で責任ある人格的な具体的な国家市民による決断。	<b>匿名性</b> ：最も厳格な匿名性が確保されたサンプルへのインタビュー。
再現性／非内容性	<b>再現性</b> ：知性と道徳を持つ市民による知性の産物としての意見。	<b>非内容性</b> ：私人の私的質問への私的的回答を集積して得た内容の空虚。
統制性（／創造性）	<b>統制性</b> ：政治的な重要事項の決定に対して承認又は拒否する力。	（ <b>創造性</b> ？：政治的な重要事項を自ら立案し決定する権力？）
（実質性／）多量性	（ <b>実質性</b> ？：優れた内容（実質的一般性）を備えた内容を持つ）	<b>多量性</b> ：可能な限りの多量（一般性）に揃えられた有権者の頭数。

19世紀ドイツ国家学が把握する世論と、20世紀米独政治学が把握する世論につき、ヘンニスはそれぞれ三つの特徴を挙げが、世論の統制性と普通意見の多量性（一般性）については、普通意見と世論に対応する明確な言及がないため、予想される内容を補足してある。なお、20世紀米独政治学が検討する世論を、ヘンニスは、19世紀ドイツ国家学の世論ではなく普通意見に過ぎぬこと、従って、そこでは世論と普通意見との区別が見失われていることを、指摘している

に、人物評価以上の事態評価を期待することは酷である。世論調査は、寧ろ国民は自己統治ができないと示すもので、ならば、世論調査に頼ることは、民主政の敵に武器を与えることを意味する<sup>55</sup>。

3 第二に、世論調査は、政治家らしからぬ態度の政治家をも前提とする。つまり、元々代表民主政では、国民を理想へ嚮導し、政治の結果に責任を負う、そのような構えが政治家に具備されていた筈なのに、代表制の憲法諸制度の浸食と共に、それが消失しつつあると言う<sup>56</sup>。

ヘンニスが例とする米国大統領制では、その選挙は人気投票に墮し、諸候補者は、当選の為に、できるだけ多くの得票を得られる、故にその最大のチャンスが得られる全てを、科学的な方法で実行に移す。政治家たる行動能力は、声が心地よく響き、動物好き花好きであり、真つ当な家族愛を持ち、大衆文化に敏感であることと同等の扱いだ。つまり、責任ある政治家の責任とは嘗て、世論調査によれば大衆に相応しいレベル、ここから大衆を引き上げることだったというのに、今や、衆愚を衆愚に相応しいレベルに押しとどめることにあるのだ<sup>57</sup>。

もう解決してしまった問いだが、当時念願の両独統一問題について、タブーを破壊せんとする者も言動を慎み、国民の真の態度を見誤る。人々は思い切った決断<sup>エントシュルツセ</sup>でなく、世論調査の最新のお告げ<sup>オラケル</sup>を恐る恐る手探りで取り扱うが、そんな人々による政治が危うくない訳がない<sup>58</sup>。

4 前章では、現在流行の世論調査で曖昧な世論概念が利用され、だが、元々この概念は背景たる国家形態＝代表民主政に関連を持ち、故に、政治概念を全体連関から了解する政治学又は憲法理論、先駆的には旧来のドイツ国家学を参照すべしとのヘンニスの見解を検討したが、以上から、その伝統的な世論概念でなく真逆の普通意見概念に依拠する世論調査の動向、これへの彼の厳しい態度が明らかになるのだ。

つまり、匿名の被験者から収集され、唯の私的内容で公共性がなく、頭数を加算し集計しただけの、墮落した普通意見が罷り通っている。しかも、国民に、合理的に回答できぬ問いをぶつけ、

高度に複合的な問題に回答を強要すれば、彼らを困惑させそれを利用するだけだ。更には、そうして捻りだされた調査結果は、政治家の人気投票に役立つ程度で、タブーを恐れず国民を導く気概を彼らから削ぎ落とす。

しかし、こうした世論ならぬ普通意見を生産する現在の世論調査が、自由主義の代表民主政と、本来的な世論とを崩壊させるのではない。ヘンニス曰く、寧ろ、民主政を変質させる傾向自体が、誤った世論概念の世論調査で、自分自身の精神的な正統化を企図するのである<sup>59</sup>。

## 2 代表民主政の溶解？

1 だが、上の世論調査の進展による市民観や政府観の変化に止まらず、ヘンニスは世論調査の民主政理解や政治的責任も糾弾するのである。

第一に、世論調査では、誤った民主政理解が前提されていると言う。曰く、元々民主政では、君主政など別の国家形態と同様、統治者と被治者の区別がある、否、個人自由の前提としなくてはならない<sup>60</sup>。しかも、潜在的統治者と顕在的統治者、即ち、野党と与党が憲法に則った形式で被治者の同意を巡り争うことにこそ、その特色がある<sup>61</sup>。その意味で、民主政を、政治決定の為の制度の秩序とし、個々人が国民の声を巡る闘争で決定権限を獲得する場所と見る見解は正しい。このシュンペーターの見解、即ち、一つに、民主政とは、日々の生活に重要な指導なる事実を適切に承認する「望ましい空間」であり、二つに、権力分立／法治国家／議会主義を定めたドイツの憲法秩序の諸規範に記されたものとする学説に、ヘンニスは与するのである<sup>62</sup>。

だが世論調査は、この民主政理解を憲法のみ在る形式的像と決めつけ、統計的代表的サンプル<sup>ゾアール</sup>に質問をかければ、ヨリ真理で、ヨリ真正な民主政の厳粛な像が明らかになる筈だと、固執するのである<sup>63</sup>。

2 ヘンニスは言う、ドイツでは今や直接民主政の思考が普及している。

「人民の、人民による、人民の為の政府」のリンカーン説の信仰も、英米では、国民による統治

ではなく、国民の授権と承認による統治、又は、国民の自己統治や国民支配ではなく、憲法で規律され期限が切られた国民の同意による統治及び支配であると、憲法上理解されており、両国の憲法現実でも、直接制のイデオロギーは相対的に無力である<sup>64</sup>。

しかし、ドイツでは同様の憲法があっても、状況が全く違っている。上述の世論調査の如く、統治権力への国民の直接的参与、統治者と被治者の同一性、要は、直接制の理念が民主政の本質とされるのだ<sup>65</sup>。

成る程、世論調査機関は、代表民主政の衰退などは意図していない、議会の仕事と決議の代替になるつもりもない、と弁明するであろう<sup>66</sup>。しかし、世論は、調査による国民意思により操作される訳ではない。即ち、業界団体や利益集団がその要求を定礎する際に、又は、連邦議会で提案や審議が進行する際に、選挙で国民が意思したことその他、世論調査で国民が思念したことが、論拠として利用されるのである<sup>67</sup>。ヘンニスが言う、世論調査による民主政の誤解とは正にここにある。

3 第二に、世論調査には、民主政の変成への倫理的責任があると言う。即ち、統治者は世論を知らねばならぬと民主政が言うときの、道徳的／倫理的な二つの意味が看過されていると、ヘンニスは主張する。

一つに、職務に就く者は良き市民の意思を尊敬しなければならない。人民を敬愛してこそ理解でき、理解してこそ彼らに奉仕できるのだ。政治家は人間好きで、民主的人文の徳 (humane Tugenden, demokratische Humanität) を持たねばならない訳である<sup>68</sup>。二つに、職務を持つ者は己の職業倫理を真剣に遂行せねばならない。研究に邁進するだけで、研究成果の評価は利用者の善意に一任する自然科学者とは違い、自らの行いの帰結に責任を負わねばならない<sup>69</sup>。

ところが、世論調査者らは、国民を侮蔑し、職務責任を履行しない。一つに、彼らは元々国民に敬意を持たず、国民に引付けられもせず、ただ彼らを利用するだけで、彼らを誤りから救護するつもりもない。二つに、彼らは注文に基づいて商業

活動をするだけ、商品としての情報を提供するだけで、生じうる反作用に政治責任を負いはしない<sup>70</sup>。

つまるところ、世論の調査は、公共性作業と元々同根である筈なのに、公共性抜きで、道徳的根拠でなく商業的根拠で実施されるのである<sup>71</sup>。

4 要するに、世論調査は、第一に、憲法秩序中の民主政理解に拘らず、統治者と被治者の同一性なる直接民主政の理念をそこに滑り込ませ、第二に、為政者の市民への尊敬と責任という職務／職業倫理に反し、国民を利用し、且つ放置する反倫理的態度を野放しにする訳である。

但し、ここでは、特に責任倫理の強調においてヘンニスが、政治家と世論調査者を同一平面で据えていることにも留意しなければならぬ。即ち、一方で、ヘンニスの主張は、職務に就く者、政治を担う者は市民を敬愛し理解せよ、政治の帰結に責任を負えと主張しながらも、他方で、この二つの倫理的責務を、世論調査を行う者にも負担させ、国民に引き付けられよ、国民の運命に寄り添えと要求するのである。

つまり、世論調査者も公職者と同様に職務上の義務を負うのであり、従って、それと同時に、憲法上の権利=基本権を持たないのである<sup>72</sup>。ならば当然に、彼は、研究を科学的方法の適用と把握し、故に、技術の唯の使用である世論調査も学問自由の保護下にあるという主張も<sup>73</sup>、恐らく同様に、それを報道自由の一環として行うプレスが行う筈の、世論調査は表現自由の保障下に置くという見解も、退けるに違いない<sup>74</sup>。

### 3 反憲法現実と憲法学

1 ところで、従前の自由主義の代表民主政は、現代の憲法状況の下で枯死しつつあると言われるが、この頹落状況は、世論の本質を意識せぬとヘンニスが嘆く世論調査が促進し証明しているかもしれない<sup>75</sup>。しかし、彼の評価では、民主政へこの危険は、それ程大きくも重要でもなく、憲法現実や通説化した学説により促進される訳でもない<sup>76</sup>。

例えば、議院内閣制の下、全政党が参加する挙



国一致内閣や世界観的結合を持たぬ便宜的連立政権の場合、有権者意思に依らぬ組閣がなされるが、それは政党指導部の私的な裁量判断になりがちである。即ち、選挙施行までどんな方向、どんな人物が選出されるか不明で、有権者への選挙公約でも可能な連立選択肢が提示される訳でもない<sup>77</sup>。だからこそ、選挙後必然となる連立交渉に、世論調査が必要となる。調査結果は各党の全有権者中の支持率をいつでも教えてくれるから、これを見れば、自党の他党との連立可能性が難なく分かる訳である<sup>78</sup>。

尤も、世論調査を使った組閣にはヘンニスは否定的である。つまり、国民が賛成反対を示しうる本質的諸問題を定式化することが政党の重要任務であるのに、この公的任務 (öffentliche Aufgabe) から政党が逃げてしまうからだ<sup>79</sup>。

2 だが、組閣に際し世論調査を利用する今の政党につき、政党国家論と政党社会学が、安易にこれを正当化すると、ヘンニスは抗議する。

一つに、政党国家論 (Lehre vom Parteienstaat) は、政党が議院内閣制で国民意思を受け政府を形成することに、基本法下での直接民主制又はその代替を発見する。議会選挙のみに関わる国民が政党を通じて直に政治を動かす有様に、その論者ライプホルツは、代表制の解体と直接制の現出を見る訳だ<sup>80</sup>。二つに、政党社会学 (Parteiensoziologie) は、民主政の国家体制を捨象して、政党を自律的存在として分析し、更に政党内部の決定過程を記述する、という<sup>81</sup>。

だがヘンニス曰く、前者は、独裁を招いた直接民主制の歴史的経験を、後者は、政党を囲む国家形態の制度的意味を、不当に看過している<sup>82</sup>。

即ち、政党国家論も政党社会学も、政党の憲法現実 (Verfassungswirklichkeit) を安易に肯定し、立憲主義の残存状態を加速的に切り落としていくと、彼は告発する。本当の科学は、社会関係に順応するのではなくこれに抵抗すべきであり、背景を遮断するのではなくこれを措定すべきであると、ヘンニスは言う。従って、事実の規範力の魅惑に反対し、規範の規範力の尊重を喚起する、これと全く逆方向を、政治科学と世論調査は進むの

である<sup>83</sup>。

3 では、普通意見との明確な境界を失い、従って、代表議会制に最早馴染まない世論は、社会政策的に如何なる作用を及ぼしたのだろうか<sup>84</sup>。

ヘンニス曰く、まずそれは、現代の人間／社会／政治観に作用する。一つに、人間は物象化される。経済世界の下での人間は、理性的に思考する主体ではなく、経済法則の下任意に取引される対象である。量的な区別を失った各人の政治的意見は、操作され交換されていく<sup>85</sup>。或いは、人間は画一化される。民主主義や産業社会の下での人間は、職業や宗教や年齢など、自身を規定する社会的要素を遂に喪失する。高度の平等が思考と意思を等形式化し、意見の画一主義を引き起す<sup>86</sup>。更には、人間は感情化される。労働者や既婚者や都市民など、己を規定する特徴を失う人間は、合理性でなく感情性に左右されていく。主観的偶然性が人々の意見を縛る客観的要素を駆逐するようになる<sup>87</sup>。

要するに、断固たる意志、内面的な自由、人倫性の守護を具備した、西欧流の、自由で平等で民主的な体制を弁証する人間像は消え去り、今や、少し押し付けられれば何でも売り付けられる、低い評価の人間像、順応と追従 (Anpassung und Konformismus) の、運命論的イデオロギー的人間像 (fatalistisch-ideologisches Menschenbild) が跋扈するのである<sup>88</sup>。

4 この、物象化され画一化され感情化された人間観は、従来の理性と自由と自律を失い、諸制度の変動さえも誘発するとヘンニスは言う。

一つに、プレスは、普通意見を誘導する唯の現代意見産業に墮する。労働者が社民党的『前進』、市民層が『F A Z』を読む時代は過ぎ、嚮導すべき特定の読者層＝社会層を失った諸媒体は、その明瞭性も合理性もない情報で、公論を最早形成しえない民衆を誘導するのだ<sup>89</sup>。二つに、議会も、特定の希望を実現するだけの唯の御用聞きになる。連邦議会の質問制度の如く、ヨリ賢明、ヨリ多情報、ヨリ洞察的に憲法価値を最早実現せず、世論調査の結果＝普通意見に唯々諾々に服従し、平等主義に適い社会構造を映す統

計的代表に変貌していく<sup>90</sup>。三つに、科学も、具体的な管理問題に資するだけの情報に退化する。精神と理性を指向し、現実的洞察に切込み、次世代養成に貢献する嘗ての人文主義的任務は裏切られ、質や事物でなく量と方法のみに偏<sup>フェイッシュ</sup>狂し、問題抜きで知識素材を収集するだけの実証主義が蔓延する<sup>91</sup>。

つまりヘンニスは、世論と普通意見の混淆の背後に、価値と理念を見失う、プレス、議会、科学の融解現象があると告発する訳である。

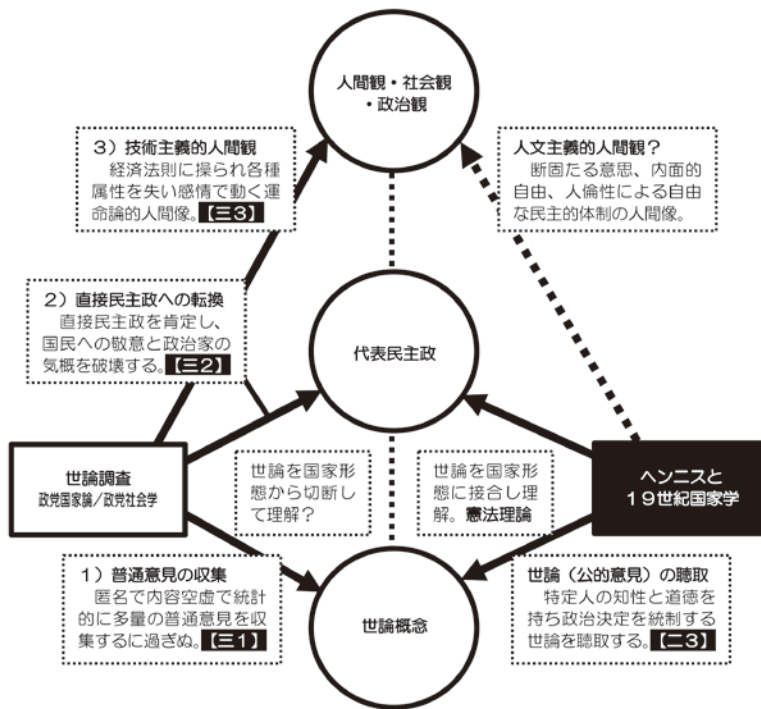
#### 四 結語

##### 1 世論調査を憲法理論から検討すべく、但

し、ヘンニス著作に対象を限定し、その世論と世論調査の理解を検討した結論は、下記の通り<sup>92</sup>。

第一に、当時の1950年代、各国で世論調査が本格化するものの、実は、調査すべきその世論自体の概念規定が不明確のまま放置され、故に、各種概念を、批判的視点抜きで唯の形式と認識するのでなく、政治学と憲法理論の、倫理要求と憲法秩序の観点で把握すべきとし、そこで、両分野の先駆たる19世紀国家学を参照し、本来の世論は、理念的内容を持つ具体的で統制的な意思であると一先ず理解される。

第二に、だが当時の世論調査は、本来の世論と違い、その匿名性と非公共性故に、国民を愚弄し政治家を堕落させる普通意見に関わり、しかも、



ヘンニスは、現代の世論調査には前提とする世論概念の定義がなく、それは、世論自体を前提となる国家形態＝代表民主政から切断したことに原因があるとして、政治学及び憲法理論の再興を主張しつつ、世論調査が、それが真正世論ではなく単なる普通意見を実は前提し、従って、代表民主政に代わり直接民主政を招き入れる傾向を覆滅し、やがて、その技術主義的な人間観を露わにすると、これを批判する。なお、上の白抜き漢数字とアラビア数字は、本稿中の章と節を表す。

図 ヘンニス『世論調査と代表民主政』の概要

この世論調査は、代表民主政に替え直接制の理念を持ち込み、国民への尊敬と政治家の職務責任を破壊する、反道徳的効果を持ち、延いては、実定憲法典にない直接民主政を承認する開き直りを生み、学問を妥協的にし人間を物象化／画一化／感情化する悪影響も齎す。

結局、ヘンニスは、世論調査とその世論概念を批判することで、旧国家学にも依りつつ、政治学及び憲法理論の再確立を目指す訳である。【図参照】

2 勿論、70年も前のこのヘンニスの批判は、既に高度化・洗練化し、益々社会的重要性を高める現在の世論調査に直接該当する筈もなく<sup>93</sup>、或いは、世論調査者が留意する調査方法の統計的信頼性の諸問題を回避し、元々が異端の規範的政治学の見地から問題提起したもので<sup>94</sup>、おまけに、手本を立憲主義成立以前の保守的国家学者に置いていて、その結果、その適切な問題提起も初めから偏見で無視してしまう<sup>95</sup>。故に、本稿の作業も、遙か昔で遙か彼方の某時代の某国の、好事家の黴臭い骨董趣味を気紛れで陳列棚に並べたに過ぎぬのかもしれない。

しかし、そのヘンニスの見解が、門外漢の珍説を許してもらえれば、世論調査のマイスターの見解から大きく外れるようには思われない。世論調査は、政治への不満不信の判断指標でなく、候補者選定や政治家選抜の<sup>ポジティブ</sup>一方法として積極的な機能を担うべし、世論調査に正しい世論や選挙結果の精確な把握、選挙自体の代替を望んではならぬ、政治家たる者、世論調査の結果に逐一気にせず潔く決断をするべし<sup>96</sup>。憲法理論研究を通じて代表民主政に依る世論調査批判を発見した先に、松本政治学の姿が朧に見えたと述べたなら、お叱りを受けるであろうか。

Staat: Politikwissenschaftliche Abhandlungen I, 1999, S. 37-88. 尤も、ヘンニスの文章は、その入り組んだ論理に加え、文法的にも破格が多く、その趣旨の把握が難しい。以下は、筆者の理解の限り、且つ、敢えて図式化して把握した部分があることを、了とされたい。

ヴィルヘルム・ヘンニス (1923 - 2012) は、現在ニーダーザクセン州のヒルデスハイム生まれ、1933年ベネズエラに入植する父と共に家族で移住、だが1937年にドレスデンへ帰国する。1942年ギムナジウム卒業は海軍に入隊し、Uボート部隊に参加。1945年西ドイツで最初に再開したゲッティンゲン大学法学部で学び(後の大統領のフォン・ヴァイツゼッカーが同窓であるのは有名)、ゲッティンゲン大学新聞の創刊にも関与(当時学長のスメントも幾つか小論を公表)。1950年スメントの下で博士号を得た。後述するが、翌年にボンの連邦議会議員アルント事務所勤務する。米国留学後、1953年フランクフルト政治科学研究所助手となり、その所長カルロ・シュミートの指導下、1960年教授資格を取得。同年にハノーファー教育大学教授、62年ハンブルク大学教授(政治学)、67年フライブルク大学教授(政治理論、1988年まで)。1946年に社会民主党入党、最終的に1969年に離党、同年に大連立時代のキリスト教民主同盟に入党している。核利用には反対、しかし、大学運動に反対、比例代表選挙にも反対。基本的に左派だが、本稿で扱う世論調査でも保守政治学者として批判されることが多い。Stephan Schlak, Wilhelm Hennis: Szenen einer Ideengeschichte der Bundesrepublik, 2008; Andreas Anter, Nachruf: Die Kunst der Zuspitzung: in memoriam Wilhelm Hennis, in: AöR, Bd. 139(2014), S. 476-481; Peter Graf Kielmannsegg, Wilhelm Hennis (1923-2012), in: E. Jesse / S. Liebold (Hrsg.), Deutsche Politikwissenschaftler - Werk und Wirkung, 2014, S. 331-345, 331-334.

3 なお、憲法や憲法解釈学との関連で世論概念が検討される場合でも、以下でヘンニス政治学が問題提起するような、世論概念の国家構造全体の中での位置づけを検討、克服するとの前提がある訳ではない。参照、境家史郎『憲法と世論』(筑摩書房、2018年)、同「日本人の憲法観」法律時報90巻9号(2018年)131-135頁、横大道聡「憲法学と『世論』」法律時報90巻9号(2018)年128-130頁、境家・横大同ほか「ディスカッション:『世論』と『立憲主義』をめぐって」法律時報90巻10号(2018年)92-98頁。

1 参照、三宅雄彦「ドイツにおける憲法理論の概念」早稲田法学会誌47巻(1997年)253-307頁、同「構造科学としてのドイツ憲法理論」法律時報91巻3号(2019年)92-97頁、

2 Wilhelm Hennis, Meinungsforschung und repräsentative Demokratie (1957), in: ders., Regieren im modernen

- 4 例えば、スメントを読む者誰もが紐解く筈の彼の『国法学論集』は、ヘンニスが、師匠たるスメントの学位取得50周年を記念して発案・編集・刊行した書物であることに、両者の密接な関係は表れている。本稿が検討する彼の書物でも、この論文集の編集に関与した彼ならではの、様々なスメント論文からの縦横無尽の引用が印象的である。三宅雄彦「スメント『国法論文集』の出版と改訂」社会科学論集142号(2014年)111-127頁。更に、本稿が扱う書もスメント75歳誕生日に献呈された本である。
- なお、ギュンターは、職務理論の展開や形式的憲法理論の展開から、1960年代にヘンニスがスメント学派を離れたと主張しているが、だが寧ろ、職務理論そのものが後期スメントの学説本体であること、本稿でも詳述するように、ヘンニスの形式的憲法理解自体が、代表民主政を指し、逆に、これに反して直接民主政になし崩的に接近する憲法現実を批判することから、学派に留まり続けた人物と見るべきである。Frieder Günther, *Denken vom Staat her*, 2004, S. 186f.
- 5 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 37-39. アレンスバッハ世論調査研究所は、1948年に、エリザベート・ネーレ=ノイマンらにより、南独ボーデン湖畔、アレンスバッハの、ライヘナウ島に設置されたドイツで最も有名な世論調査機関の一つ。社会進歩協会は、1901年に社会政策の充実を目的に設置された社会改良協会(1936年解散)の後身として、1949年に設立。篠原一「ドイツの世論調査」よろん6巻(1966年)76-80頁、ドンスバッハ「西ドイツ世論調査の現状」よろん65巻(1990年)47-52頁、一條和生「社会改良と社会民主主義」一橋論叢102巻2号(1989年)185-200頁。このネーレ=ノイマンは、その後マインツ大学教授になり、ドイツ世論調査の中心人物となるが、当然にヘンニスは彼女の論敵となる。後掲注20、74も参照。
- 6 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 39f.
- 7 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 40f.
- 8 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 41f.
- 9 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 42f.
- 10 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 43f.
- 11 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 44f.
- 12 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 45f. Krüger, Herbert, *Die Stellung der Interessenverbände in der Verfassungswirklichkeit*, in: NJW, 1956, S. 1217-1224. 「必要の草」の箇所は、ヤコブ・ブルクハルトがブルーストを引いて、ある種の歴史家を嘲笑するために用いた語であるとのこと。Jacob Burckhardt, *Historische Fragmente aus dem Nachlass*, Gesamtausgabe, Bd. 7, 1929, S. 209-466, 293; Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 80, Fn. 110; Schlak, a.a.O. (Anm.2), S. 61.
- 13 Vg. Franz von Holtzendorff, *Wesen und Wert der öffentlichen Meinung*, 1879; Albert Venn Dicey, *Lectures on the relation between Law and Public Opinion in England during the nineteenth century*, 1905; Abbott Lawrence Lowell, *Public Opinion and Popular Government*, 1921; James Bryce, *Modern Democracies*, Vol. 1, 1921. ダイシー(清水金二郎訳)『法律と世論』(法律文化社、1972年)、宇喜多透「世論理論の系譜：ロック・ヒューム・ブライスについて」(北海道教育大学)人文論究36号(1976年)1-36頁、中谷義和「形成期アメリカ政治学序説(1)」立命館法学293号(2004年)48-90、64-65頁、中谷義和『アメリカ政治学史序説』(ミネルヴァ書房、2005年)第7章、第8章。
- 14 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 46-48. 公的なもの概念へのスメント自身の考察については以下を見よ。三宅雄彦「ドイツ教会法における公共性委託の概念」(埼大)社会科学論集133号(2011年)55-73, 59-60頁。Vgl. Rudolf Smend, *Zum Problem des Öffentlichen und der Öffentlichkeit*(1955), in: ders., *Staatsrechtliche Abhandlungen*, 3. Aufl., 1994, S. 462-474.
- 15 元々ヘンニス以外にも、エームケやフォン・エアツェンなど政治学講座を担当した人物はスメント学派に存在し、例えばギュンターは、この親政治学の態度がスメント学派の特徴でもあると指摘している。Günther, a.a.O.(Anm.4), S. 162f. 更には、ゲッティンゲンでのスメント盟友であったライプホルツが、亡命先のロンドンから同大学に復帰する際、国法学でなく政治学の講座を希望し、ニーダーザクセン州もこれに応えたことも想起せよ。参照、三宅雄彦「学長時代のスメント」早稲田法学91巻3号(2016年)129-132頁。
- 16 参照、三宅雄彦『保障国家論と憲法学』(尚学社、2013年)241-243頁。
- 17 Wilhelm Hennis, *Politik und praktische Philosophie: Eine Studie zur Rekonstruktion der politischen Wissenschaft*(1963), in: ders., *Politikwissenschaft und politisches Denken*, 2000, S. 1-126. 物議を醸した、フランクフルトでの多くの反対があったという学位論文。参照、高橋広次「実践哲学復権における知慮の役割」同『アリストテレスの法思想』(成文堂、2016年)3-48、20-23頁。

- 18 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 1f.
- 19 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 24. 本文にも注記にもないが、嘗て公法実証主義の克服を目指した、師匠スメント世代の功績が、恐らくはリユート判決など連邦憲法裁の判例法理発展に表面的に利用されたことを念頭に、こうした国法学ならぬ憲法学の功績の馴致化を、ヘンニスは暗示しているものと考えられる。戦後スメントの下で同時期に学んだ（そして夭折の）国法学者ツヴィアナーの学位論文を、彼がこの文脈で援用したことは、示唆的である。Henning Zwirner, Politische Treupflicht des Beamten, 1956; Unveränderter Druck der Dissertation von 1956 mit drei neueren Beiträgen von Henning Zwirner, 1971.
- 20 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 6f., 7f., 10. ヘンニスのここでのウェーバー評価は、多分スメントの影響からか、否定的であるが、彼の1977 / 78年のアメリカ在外研究の以後、プラトン以来の西欧政治学の伝統に彼を位置づける立場に転向する。Schlak, a.a.O.(Anm. 2), S. 186f.; Anter, a.a.O.(Anm. 2), S. 480f. 実際、後年、社会調査学者を前に、矢張り世論調査を酷評した際に、彼はウェーバーを、近代社会を合理化の観点で分析しただけでなく、物象化や非人格化の諸概念も重視した人物として、その模範として、矢張りその視点から再度、世論調査を方法論的に批判したのである。Hennis, in: M. Kaase / W. Ott/ E.K.Scheuch (hrsg.), Empirische Sozialforschung in der modernen Gesellschaft, 1981, S. 77-80, 79f.
- 21 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 7.
- 22 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 8. Vgl. Otto Stammer, Herrschaftsordnung und Gesellschaftsstruktur (1951), in: ders., Politische Soziologie und Demokratieforschung, Ausgewählte Reden und Aufsätze zur Soziologie und Politik, 1965, S. 3-42, 257-296, 293. Vgl. Wilhelm Bleek, Geschichte der Politikwissenschaft in Deutschland, 2001, 284-307.
- 23 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 8f.
- 24 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 9-11. ヘンニスは述べる。例えばライプホルツが、政治問題とは、国民の実存に関わる最高問題であるという意味で、実存問題であると言い、或いはスメントが、国家本質が確定される領域であるという意味で、統合問題であると言い、それともウェーバーが、政治を、国家間や国内の人間集団間の権力参与又は権力配分関与の努力であると言い、しかし、彼らは、マキャベリが政治や国家の現象を東の間の状態であると述べた如く、その政治科学の相対性を自覚していたのと違い、現代政治科学は、その諸概念の時代拘束性を反省することを忘却し、このことを批判もせず、これを外的基準で正当化することもしない。Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 10f.
- 25 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 11f. ヘンニスが批判するのはヘーゲル哲学である。彼は、哲学の課題を彼岸の呈示ではなく、現在と現実の把握に見だし、国家科学にも現実へのより接近した関係、つまり、距離の喪失を要求したと言う。Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 12.
- 26 後年ヘンニスは、世論調査と関連させて政治学を手厳しく批判した。即ち、通説政治学は、ウェーバーを経験的社会調査の始祖とするが、寧ろ、彼の研究は悉く、人間の人間として人間学的運命（das „anthropologische“ Schicksal des Menschen als Menschen）に依拠するものであり、しかし、主流政治学は莫大な公的資金を得ていながら、世論調査を、その依頼者の背後の利益があるのに、明白に、或いはその利益に批判的な距離さえ取らずに、これに付き従っている、と。Hennis, a.a.O.(Anm.20), S. 80. Vgl. Hennis, Max Webers Fragestellung, 1987 ; Anter, a.a.O.(Anm. 2), S. 480f.; Kielmannsegg, a.a.O. (Anm. 2), S. 338-340; Hinnerk Bruhns, Wilhelm Hennis, Max Weber und die Wissenschaft vom Menschen, in: A. Anter (Hrsg.), Wilhelm Hennis' Politische Wissenschaft, 2013, S. 271-291.
- 27 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 13f.
- 28 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 14. ヘラーの書、『現代の政治的諸理念圏』を引合いにヘンニスは言う。この理念圏、即ち、イデオロギーの対抗関係は特殊の社会状況に結びつくものだが、今ではその復興は不可能だし望ましくもない。だが、この理念圏なるものは、人々の合理的対抗関係の出発点となり、政治的意思決定を行う際の動機付けの力を持ったのである。しかし、その動機があればこそその意思形成が政治学を中心問題となる筈であるのに、この伝來的な諸イデオロギーの正当化がないからこそ、意思形成は単なる権力／使用／崩壊となったのである。Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 14.
- 29 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 12f.
- 30 つまりは、実証主義的／社会科学的政治学への反対という訳である。Vgl. Reinhard Mehring, Das politische Dasein erhellen: Zum Politikbegriff von Wilhelm Hennis, in: Politisches Denken Jahrbuch 1991, 1992, S. 147-155, 150f.
- 31 当然に、規範的側面を重んずるヘンニス政治学の特色の表れである。倫理的／規範的政治学とその

展開につき、例えば下記の文献を見よ。  
Kielmannsegg, a.a.O. (Anm. 2), S. 334-336; ders., Was heißt und zu welchem Ende treibt man Politikwissenschaft? Eine Antwort gegenden Strom, in: A. Anter (Hrsg.), Wilhelm Hennis' Politische Wissenschaft, 2013, S. 3-24; Lothar R. Waas, Politikwissenschaft als "praktische Wissenschaft" in der Nachfolge Max Webers: Wilhelm Hennis, in: H.J. Lietzmann (Hrsg.), Moderne Politik: Politikverständnisse im 20. Jahrhundert, 2001, S. 263-285, Heinrich Meier, Politik und Praktische Philosophie: Gedenkrede auf Wilhelm Hennis, 2014. また、日比野勤『『市民』と『公論』: 政治参加のありようと動機づけをめぐって』芦部信喜還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』(有斐閣、1985年) 251-280頁。

32 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 12f. 引用箇所は、ヘンニスが引用するクリュガー学会報告の言明である。Herbert Krüger, Das besondere Gewaltverhältnis, in: VVDStLR, H. 15(1958), S. 109-132, 120f. 関連して、ヘンニスの1世代前(18歳年長)で、いわば兄弟子に当たる、このクリュガーの戦前戦後の世論研究も注目すべきである。Krüger, Die geistigen Grundlagen des Staates, 1940, S. 144-163; ders., Allgemeine Staatslehre, 2. Aufl., 1966, S. 439-454.

更に、この後にスメントによる国家論と婚姻論の比較の引用が続く。つまり、彼が、一方で、国家本質を事実的権力に見て、反対に憲法を反本質的で事後的で単なる偶然の形式や足枷と見る国家の思考方法と、他方で、婚姻本質を長期間の性愛的冒険と見て、反対に婚姻形式には婚姻本質とは無関係の反現実の枷鎖と見る婚姻の思考方法と、両者を比較(してこれらを批判)したことを、肯定的にヘンニスは援用する。Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 13. Vgl. Rudolf Smend, Gutachtliche Äußerung zur Frage der Erforderlichkeit einer Änderung des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland als Voraussetzung des deutschen Wehrbeitrages zur Europäischen Verteidigungsgemeinschaft, Der Kampf um den Wehrbeitrag, II, 1953, S. 559-580, 563. 参照、三宅雄彦『憲法学の倫理的転回』(信山社、2011年) 45-47頁。

33 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 14f.

34 Hennis, a.a.O.(Anm.17), S. 15f.

35 なお、では、更に憲法理論と政治学の区別は何かという問となれば、その批判的に規範的な観点で問われるものか、法的憲法か、或いは、その憲法を超えたものであるか、政体とか地位と

か共同態の状態と呼ばれるもの、即ち、職務秩序や政府形態や共同態の精神や経済力などを含むところの共同態、これが問われるのか、との違いである。Wilhelm Hennis, Verfassung und Verfassungswirklichkeit (1968), in: ders., Regieren im modernen Staat: Politikwissenschaftliche Abhandlungen I, 1999, S. 183-213, 212. 参照、三宅雄彦「ヘンニス政治学における憲法と憲法現実: ドイツ憲法思考批判と規範的政治=憲法理論」駒澤法学 21 卷 1 号 (2021 年近刊)。

36 以下について、マイアーはフォン・ホルツェンドルフの影響を見る。Zilman Mayer, Demokratie, Demoskopie und das Ringen um die öffentliche Meinung, in: A. Anter (Hrsg.), Wilhelm Hennis' Politische Wissenschaft, 2013, S. 257-269, 260f.

37 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 48-50. Vgl. Hennis, Der Begriff der öffentlichen Meinung bei Rousseau, in: ARSP, Bd. 43 (1957), S. 111-115. この世論の持つ具体性/特定性は、恐らく後述の如く、世論調査による内在的抽象化と無限の一般化により危険を被るとヘンニスは言うのだが、同じ運命は、彼が学位論文で扱った主権概念にも存すると指摘している。即ち、抽象化と一般化の末、主権を国民にも君主にも結び付けられず、苦し紛れに国家を主権者としてしまい、結局かのラーバント以来のドイツ主権学説の内容急遽な抽象化の数々を生み出してしまうと、彼は言う。Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 49. Vgl. Hennis, Das Problem der Souveränität (1950), 2003, S. 37-45.

38 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 50f. Vgl. Mayer, a.a.O.(Anm.36), S. 260. Vgl. Johann Heinrich Ziekler, Das Associationsrecht der Staatsbürger in den deutschen constitutionellen Staaten und die Lehre von dem Verbrechen unerlaubter Verbindungen und Versammlungen, 1834, S. 7; Friedrich Bernhard von Seckendorff, Bedenken gegen die Oeffentlichkeit der Berathung und Beschlussfassung moralischer Personen, besonderes des Staates, 1835, S. 98f.

39 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 51f. ブルンチュリらの「世論とは中産階級の意見である」との説を引く。Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 51, Fn. 43; Johann Caspar Bluntschli/Karl Brater, Öffentliche Meinung, in: dies, Staatswörterbuch, Bd.2, 1876, S. 745-747, 745. Vgl. Hennis, Parlamentarische Opposition und Industriegesellschaft (1956), in: ders., Regieren im modernen Staat, 1999, S. 1-23, 21f.

40 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 52f.

- 41 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 53. 参照、三宅雄彦「政治的体験の概念と精神科学的方法 (1)」早稲田法学 74 巻 2 号 (1999 年) 298-302 頁。
- 42 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 53f., Fn. 51. ヘンニスはスメントを引き、良心に責任を持ち、全国民を代表する国会議員こそが、世論を再現する制度的任務を負うのだという指摘、それは旧来の立憲主義理論こそが特に見事に行っていると称賛して、そして、国民が統治者を実存的に喝采することを世論だと強調するシュミットを、そして、代表概念が気晴らしに弄ばれていると嘗て非難した E・カウフマンらをも、世論概念自体がこの旧理論の再現 = 代表概念に由来することを忘れていて、手厳しく批判している。Rudolf Smend, Maßstäbe des parlamentarischen Wahlrechts in der deutschen Staatstheorie des 19. Jahrhunderts, in: ders., Staatsrechtliche Abhandlungen, und andere Aufsätze, 3. Aufl., 1994, S. 19-38, 21f.; Carl Schmitt, Verfassungslehre, 1954, S. 246-251; Erich Kaufmann, Zur Problematik des Volkswillens(1931), in: ders., Gesammelte Schriften, Bd. 3, 1960, S. 272-284, 275f.
- 43 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 54f. Vgl. Johannes Kimme, Das Repräsentativsystem unter besonderer Beachtung der historischen Entwicklung der Repräsentation und der Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts, 1998, S. 117f.
- 44 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 55. 意思と意見の区別に関連して、後にヘンニスは次の如く述べている。即ち、責任ある人格的な人々の意思又は判断と、受け身的に問われ表明するだけの意見との間に、民主政にとって決定的な差異があり、だが世論調査は、この単なる意見と現実的判断の区別を平準化する。投票が反映する意思や判断は平等に取扱うべきだが、強度が様々の意見は等しく扱うべきとしても、それは時と場合によると、述べる。Hennis, a.a.O.(Anm.2), S.72f. つまり、本来平等取扱に馴染まぬ、世論調査の対象たる各個意見を均等に扱いこれを集積して、これこそが世論だと言ってはならぬと。
- 45 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 55f.
- 46 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 56f この辺りの論述で、ヘンニスは O・ブルナーに依拠するようだが、中でも彼の、我々は今も、我々と異種の過去の精神的遺産で生きており、その際、継続的なものや普遍的なもの、時代と結合したものや過去となったもの、両者を確実に区別できず、故に、我々に喫緊の問題へ回答を持たぬばかりか、それを放棄できぬ、との言明を引く。Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 57, Fn. 62; Otto Brunner, Adeliges Landleben und europäischer Geist, 1949, S. 339.
- 47 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 57f. ここでヘンニスは特に、ホルツェンドルフとシュタールを引用する。Hennis, a.a. O., S. 57, Fn. 63; Franz von Holtzendorff, Wesen und Wert der öffentlichen Meinung, 1879, S. 59; Friedrich Julius Stahl, Philosophie des Rechts, Bd. II 2, 1837, S. 234f.
- 当時社会民主党支持でありつつ、保守反動と批判されるヘンニスは、他にテニエス、タルド、ル・ボンなど保守思想家の引用が目立つが、1922 年『世論』で著名なリップマン大衆心理学の言及も際立つ。一般社会の意見としての世論は今や幻影となったとする彼の見解に基づけば、今や、有権者と政府の真正の関係、自由な代表民主政の哲学的基礎、世論の本質を遡り問うことが求められているのであり、世論調査の採用や利用方法でなく、この任務より重要なものはない。Hennis, a. a.O.(Anm.2), S. 58. 参照、リップマン (矢部貞治訳)『公共の哲学』(時事通信社、1957 年)、同 (河崎吉紀訳)『幻の公衆』(柏書房、2007 年)、岡本仁宏「自由主義とリップマンの『公共哲学』」(関西学院大) 法と政治 46 巻 4 号 (1997 年) 79-168 頁。
- 48 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 59. ヘンニス曰く、自由に物が言える自由な社会ではなかった、という観念こそ、多くの世論調査者が共有するイデオロギー的偏見である。なお、匿名ではなく公に意見を述べることの尊さをこの文脈で彼は、師匠スメントの学界報告を直接引いて、元々個人の表現の自由とは、真実を述べてよいとの人倫的に必然の生の空気の部分を成すと言う。(但しこの部分は、制度的保障を導く為の前振りの箇所ではある)。更に、そのスメントのゲッティンゲン七教授事件論文も参照するが、それは、大学教授の抗議は彼の職務倫理に属するという指摘である。Hennis, a. a.O.(Anm.2), S. 59, Fn. 70; Rudolf. Smend, Das Recht der freien Meinungsäußerung, in: ders., Staatsrechtliche Abhandlungen, 3. Aufl., 1994, S. 89-118, 95; ders., Die Göttinger Sieben, in: Staatsrechtliche Abhandlungen, S. 391-410, 406f. なお、三宅雄彦「政治的体験の概念と精神科学的方法 (1)」早稲田法学 74 巻 2 号 (1999 年) 309-317 頁。後掲注 69。
- さて、この普通意見が持つ匿名性の特徴は、既に言及した 19 世紀ドイツ国家学が言う世論の特定性／具体性に対応したものであるが、後年 M・ウェーバー政治学の視点から次のようにも指摘し

ている。即ち、近代社会の本質を物象化と脱人格化に捉える見地からすれば、その物象化され脱人格化された人間関係の総体としての市場ならば、各人意見を抽象的に把握する世論調査＝市場調査は有効であろうが、しかし、市場と異なり、人格＝具体的人間が住まう政治の領域では、本来この市場に適合的な世論調査を適用してはならない、と述べる。Hennis, aa.O.(Anm.20), S. 79f.

- 49 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 59f. ヘンニスは言う。集団実験で世論調査が正しいと語る見解もあるが、この見解、即ち、列車個室のような拘束も強制もない寛いだ雰囲気、様々な主題で実際自由率直に語られる匿名性、これがあって初めて本当、本来、真正の公論が得られるという見解は、元来誤っている。精神分析の治療でべらべら喋る内容が、その人本来で真正の人間を明らかにすることがあっても、このような個人モデルで社会全体を測ろうとしても、そもそもそこには公的なものは存在しないのだ。個別の人間、即ち、政治関係やその他社会関係にある人間の通常の生活は、列車個室のようなものともそもそも比較できないのであって、集団実験の結果から政治的行為を推論してはならないと、彼は言う。Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 60, Fn. 73. なお、本文を含め、彼のこの、雄弁な、ある意味で露骨な世論調査批判は、現代政治批判と受け取られて、後には攻撃の対象にもなる。Mayer, aa.O.(Anm.36), S. 261, Fn. 13.
- 50 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 61f. ヘンニスは言う。世論調査者は選ぶと意<sup>おも</sup>うの根本的相違を無視する。つまり、意見なしに選択することは、それが民主政の病理としても、可能であるが、意見なしに意見することはできない筈だと指摘する。この曲芸は、世論調査で大抵10～30%いる意見なしで出現する。旧国家学であれば、意見でなく、曖昧に意<sup>おも</sup>うこと、囁くこと、即ち、単なる普通意見が世論として扱われる。その本質からすれば、代表でないものが代表として扱われるのだと、ヘンニスは力説する訳だ。Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 61f.
- 51 この匿名性の否定が喝采による直接民主政の肯定を想起させ、以て、スメント門下ヘンニスをシュミット学派と誤解させる原因となるが、彼の代表民主政への確信に当然変更はない、彼の匿名性への批判は、そこに自称民主的なものを引出す世論調査を否定するに過ぎない。Schlak, a. a.O.(Anm.2), S. 62f. Vgl. Wolfgang Abendroth, Wilhelm Hennis, Meinungsforschung und repräsentative Demokratie, in: Die Neue Gesellschaft, Bd. 4, 1957, S. 472-474. 前掲注42参照。

- 52 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 62f. その処女作「世論調査と代表民主政」刊行時、ヘンニスはカルロ・シュミット所長の政治科学研究所（フランクフルト大学）に助手として勤務していたが、同研究所からワンプロック離れた社会調査研究所研究員から書評で「民主政への直接攻撃」と攻撃されている。Wilhelm Hennis, Lüth - und anderes, in: Th. Henne / Arne Riedlinger (Hrsg.), Das Lüth-Urteil aus (rechts) historischer Sicht: Die Konflikte um Veit Harlan und die Grundrechtsjudikatur des Bundesverfassungsgerichts, 2005, S. 187-194, 192.
- 53 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 63.
- 54 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 63. Vgl. Christian Friedrich Schlosser, Ständische Verfassungen, ihr Begriff, Ihre Bedingung, 1817, S. 10f.
- 55 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 63f.
- 56 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 67f.
- 57 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 68.
- 58 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 68f.
- 59 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 62.
- 60 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 65.
- 61 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 65f. Vgl. Joseph Schumpeter, Kapitalismus, Sozialismus und Demokratie, 1950, S. 428ff.
- 62 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 66. Scheuner, Grundfragen des modernen States, in: H.Wandersleb(Hrsg.), Recht, Staat, Wirtschaft, 1951, S. 126-165, 129; Erich Kaufmann, Zur Problematik des Volkswikkens, 1931; Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 66, Fn. 86.
- 63 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 66.
- 64 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 64f.
- 65 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 65. この民主政の直接制理解の普及を根拠づける例として、ヘンニスは、SPDの1956年6月ミュンヘン党大会での、党執行部を党員の意思、党大会の意思に拘束せよと要求する諸申立を挙げている。Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 65, Fn. 85.
- 66 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 66. アレンスバツハ研究所による回答。Erich Peter Neumann/Erisabeth Noelle, Antworten. Politik im Kraftfeld der öffentlichen Meinung, 1954, S. 11.
- 67 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 66f.
- 68 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 70.
- 69 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 70f. Vgl. Hennis, Amtsgedanke und Demokratiebegriff(1961), in: ders., Politikwissenschaft und politisches Denken: Politikwissenschaftliche Abhandlungen II, 2000,



S.127-147. 栗城壽夫「最近のドイツにおける『民主政』のとらえ方について」(大阪市大) 法学雑誌 11 卷 3・4 号 (1965 年) 22 頁以下。ヘンニスの師スマメントの職務理論については、三宅雄彦『憲法学の倫理的転回』(信山社、2011 年) 171-177、267-270 頁、同「スマメント職務国家論の誕生」社会科学論集 143 号 (2014 年) 145-157 頁、ルドルフ・スマメント (三宅雄彦訳)「今日のドイツの憲法問題と科学」(1934 年) 法律時報 88 卷 5 号 (2016 年) 104-117 頁。

なお、ヘンニスは世論調査者の態度を自然科学者の態度と同視して前者を批判したが、但しその直後に、調査又は研究成果をその影響を無視して公表する態度は、最早自然科学者にさえないと正しく語る。

70 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 70f. ここでも、スマメントの職業倫理の問い、しかも責任倫理でなく心情倫理を重んずる立場が重要となる。Rudolf Smend, Staat und Politik(1945), in: ders., Staatsrechtliche Abhandlungen, 3. Aufl., 1994, S. 363-379, 371f.

71 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 70f. なお、シュラクは、ヘンニス世論調査批判の主眼を、公共性が必要にも拘らずその概念が不明な時代で、この公共性を問うことに見る。Schlak, aa.O.(Anm. 2), S. 59f.

72 よく言う国家と社会の二元的対抗関係は、職務秩序と基本権秩序の対抗関係と重ねられ、故に、職務理論の帰結として理解される訳だ。参照、三宅雄彦「職業官僚制における地位と実体」駒澤法学 19 卷 1 号 (2019 年) 42-44 頁。

73 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 71, Fn. 96. 但し、リンデマンによるこの主張 (Klaus Lindemann, Die rechtlichen Grenzen der Meinungsforschung, 1956. 但し筆者は入手できず未見) には、科学的方法の適用なら全て研究と扱ふ、いわば相場観で概念規定を行う、彼の研究概念を以て、大工の仕事や医師の集団診察も学問の自由で保護することになると、本論で述べたことと違う角度から、ヘンニスはこれを批判している。

74 その後 1981 年、ヘンニスはこの見解に消極的な発言をしている。世論調査の際被調査者が質問者に自己を表現しようという事実が民主政的であると、その被調査者に表現の自由を見るという見解に、一つに、この世論調査での回答が、自由な社会での他の発言よりもなぜ民主政的となるのか不明であり、二つに、質問者の側を見れば、唯質問するのでなく、しつこく聞き出し、しつこく探り出すことに、その道徳的規範的に無神経な態度には、民主政への積極の意味も消極の意味もなく、

関心ある人にはこの業務に意義があるとしても、民主政の崇高な諸原理に強引に結びつけるのは腹立たしい、と言う。Hennis, aa.O.(Anm. 20), S.78,

75 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 72. Vgl. Helmut Ridder, Meinungsfreiheit(1954), in: ders., Gesammelte Schriften, 2010, S. 228-273, 236.

76 ヘンニスが述べる憲法現実(Verfassungswirklichkeit)とは、後掲注で言及する通りではあるが、彼の師スマメントの言う憲法現実とは全く異質であることに注意せよ。参照、三宅雄彦『憲法学の倫理的転回』(信山社、2011 年) 100-103, 267-269 頁、同 (前掲注 35)。

77 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 72. 多数性反映モデルが導く有権者の意思の軽視が指摘される訳である。参照、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣、2020 年) 361 頁。

78 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 72f.

79 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 73. Vgl. Joachim Rottmann, Über die repräsentativen und unmittelbar-demokratischen Elemente in der Verfassungswirklichkeit des modernen deutschen Parteienstaates : ein Beitrag zu einer sozialwissenschaftlichen Staatslehre, 1952. なお、このロットマンは後に連邦憲法裁判官となる人物である。25 Jahre Bundesverfassungsgericht: 1951-1976, 1976, S. 56.

80 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 73-76. つまり、基本法 21 条の政党条項に、直接民主政の原像やその代替を発見する試みを、彼は解釈の限界を超えたものと批判する訳である。

ヘンニスは、ライプホルツ政党国家論に次の 2 点で反対すべきと言う。第一に、彼の論ずる現代民主政の構造転換、即ち、代表制議会主義から政党国家的大衆民主政への転換は、国家形態に意味を持たない。つまり、代表民主政こそが国家形態の問題であり、彼の言う変遷は国家形態と別に、議会制や民主政の代表の変遷に過ぎないのである。ライプホルツが強調するイギリスの例も、政党国家のそれではなく、選挙法を民主化し傾向政党を形成したこととの必然的な相関物として、代表的性格という全体システムを維持するべく生まれたものである。議会が無視されたと嘆く人は、熟議する集会の動議権が失われても、政府への統制権が残ることを忘れていない。ライプホルツは代表制の体制に留意しても、統治の体制のことを看過している、とヘンニス。

第二に、現在 (当時) の西ドイツの現実を見ずに、行為能力を持つに至った国民の拡声器こそが

- 政党だという、誤った理解に依拠する。だが、だとすれば、国民の決定は政党の判断への反響であり、即ち、国民は政党の共鳴板 (sounding board) であると、喩えられるだろうとヘンニスは言う。そうなると現在の課題とは、政党を民主化することではなく、国民が持つ共鳴板機能を憲法で確保することになるが、けれども、現在の西ドイツで進行する脱政治化と脱イデオロギー化からすれば、その国民の共鳴板として政党を民主的な統合政党と見ることはできない。政党により自ずと政治的形成を行う国民意思などどこにもないのだ。ならば、ライブホルツ流の民主的政党国家が成り立つ正当性はない。Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 73-75, Fn. 100.
- 81 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 76f. ヘンニスは、ジグムント・ノイマン (Sigmund Neumann) の諸業績を念頭に置いている。参照、ジグマント・ノイマン (渡辺一訳) 『政党：比較政治学的研究 I II』(みすず書房、1958年)。
- 82 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 75f. 勿論、この政党国家論批判は、ヘンニス政治学の主題の一つである。Vgl. Hennis, Amgsgedanke und Demokratiebegriff, in: ders., Politikwissenschaft und politische Denken, 2000, S. 127-147, 142-146; ders., Auf dem Weg in den Parteienstaat. Aufsätze aus vier Jahrzehnten, 1998.
- 83 Hennis, a.a.O.(Anm.2), S. 77. Vgl. Hennis, aa.O.(Anm.35), 211-213.
- 84 いわゆる社会政策でなく、社会全体への効果的政策的配慮を意味する。  
ソチアルポリティク ゲゼルシャフト  
ポリティッシュ
- 85 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 79.
- 86 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 79f.
- 87 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 79.
- 88 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 78f. シュラクは言う。「人間の根本的の科学」の重要性を説くヘンニスの見解は、後年の人間学思考のウェーバー研究以前から一貫している。Schlak, aa.O.(Anm.2), S. 59.
- 89 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 80f.
- 90 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 81-83.
- 91 Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 83-87. 例えば、社会科学の一員、社会学を例にとれば科学の崩壊は明白だ。嘗て、哲学や歴史学の素養=教養を備え、包括的な一般知識を持つ社会学者は今や消え去り、任意に反復し任意に変化する対象に適用できる方法をひっさげ、社会変革的な衝撃を何も齎さない、端的に方法に固執し事物を無視する、実証主義の社会学者が幅を利かせる。そして、彼らによる、社会調査の王道としてインタビューを駆使し、世論調査を大学研究機関に持込む、独占主義支配が蔓延るのである。Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 85f. 国家学から現代政治学への転換にも恐らく同様の変化を見出すが故に、トピックに根差した政治学の構築をヘンニスは後年狙うのだろう。
- なお、科学に関するヘンニスの指摘は、当然に大学にも妥当するが、勿論、教会や法的制度を含む全ての制度を念頭に置いたものである。Hennis, aa.O.(Anm.2), S. 83.
- 更に、諸制度の解体については、古典的/人文主義社会学者の一人として恐らくヘンニスも念頭に置く筈の、ゲーレン説が想起される。参照、三宅雄彦「職業官僚制における制度と身分」(新潟大学) 法政理論 39 卷 4 号 (2007 年) 331-372、351-359、同「職業官僚制における地位と実体」駒澤法学 19 卷 1 号 (2019 年) 23-67、39-45 頁。
- 92 Vgl. Ernst Benda, Meinungsforschung und repräsentative Demokratie, H. Baier / H. M. Kepplinger / K. Reumann (Hrsg.), Öffentliche Meinung und sozialer Wandel, 1981, S. 96-104; ders., Konsens, Meinungsforschung und Verfassung, DÖV, 1982, S. 877-883; ders., Demoskopie und Recht: Festvortrag anlässlich des 25jährigen Jubiläums des Instituts für Demoskopie Allensbach in Bonn am 6. Juni 1972., Juristenzeitung, 1972, S. 497-501.
- 93 Mayer, aa.O.(Anm.36), S. 263.
- 94 Anter, a.a.O.(Anm.2), S. 480; Kielmansegg, aa.O.(Anm.2), S. 340-344. 教授資格を取った弟子がおらず、学派を形成した訳ではないということ。
- 95 Ernst Fraenkel, Wilhelm Hennis: Meinungsforschung und repräsentative Demokratie, 1957, in: AöR, N. F., Bd. 83(1958), S. 360-362, 360f. 尤も、フレンケルの書評は、寧ろヘンニスの見解に好意的に見える。問題設定に操作の危険性があり、議会や政府が国民への指導や責任の心構えを失うと指摘したことを、彼の大きな功績であると称賛し、指導者たちが、世論形成に積極的に関与せず、大衆の感情的な気分を正確に確定したしては満足するとの適示も、完全に正しいと言い、事態や対論を知らぬのに、複雑な政治問題に市民は自分の意見を持っていると期待して民主政を見誤るとの言及も、劣らず重要と言う。Fraenkel, aa.O., S. 262.
- 96 参照、松本正生『「世論調査」のゆくえ』(中央公論社、2003年) 184-199頁、同「世論調査民主主義は今」市場調査 269号 (2006年) 4-11頁、「メディアの世論調査をめぐる課題」Journalism 272号 (2013年) 18-23頁。